

堰下レクリエーション広場ご利用のご案内

堰下レクリエーション広場は、多摩川沿いに位置し、デイキャンプなどにご利用いただける施設です。レクリエーション活動が楽しめる芝生広場、キャンプ活動ができるテントサイト、キャンプファイア・バーベキューができる営火場及び炊事場があります。ファミリーキャンプや、グループの野外活動などにご利用ください。

申込み方法

- ① 富士見公園クラブハウスの窓口でお申込み手続きをしてください。
電話・郵送での受付はできません。(事前のお問合せは可能です)
- ② 申込みの受付は、
市内の方の場合は、使用希望日の1ヶ月前の1日から受付可能です。
市外の方の場合は、使用希望日の10日前から受付可能です。
- ③ 富士見公園クラブハウスにある「使用申請書」を記入していただき、
使用料を添えて提出してください。

施設使用料

芝 生 広 場	午前6時～正午	1,830 円
	正午～午後6時	1,830 円
	全 日	3,670 円
テントサイト	午前10時～翌朝午前10時	1 張 410 円
営 火 場	午前6時～午後10時	第1 410 円
		第2 610 円
		第3 510 円
		貸切 1,320 円

キャンセル

都合により使用の取消しをされるとき、雨などで使用できなかった場合には、使用承認書・領収書(レシート)・還付先の口座情報(申請者名義のもの)をお持ちになり、手続きをしてください。

使用日の5日前までの取消申請は使用料全額返金いたします。

※4日前からのキャンセルでは使用料はお返しできなくなります。
キャンセルの手続きには、午前9時～午後5時までにお越しください。

☆ご利用にあたって次のことをお守りください。

- ①ご利用される前に、利用方法について職員とよく打合せをしてください。
- ②ご利用されるときは、使用承認書を携帯してください。
- ③ご利用時間を厳守してください。
- ④ご利用後は、次の方が気持ちよく利用できるように掃除や片づけをしてください。
- ⑤営火場・炊事場以外では、火気を使用しないでください。
残り火には水をかけずに完全燃焼させてください。
- ⑥ゴミは必ずお持ち帰りください。(炭等もお持ち帰りください)
- ⑦芝生広場では、ゴルフやソフトボール、サッカー等の球技はご遠慮ください。
- ⑧テント内での火気(ローソク・蚊取り線香等)の使用は危険ですので、お止めください。
- ⑨レクリエーション広場内への自動車・オートバイ・自転車の乗り入れは、ご遠慮ください。
- ⑩キャンプファイア・花火については、午後9時までには終わらせてください。
特に花火については、近くに民家がありますので、充分にご注意ください。
- ⑪駐車場は時間を守り、他の車が入らないよう施錠をお願いします。
また、民家があるので前向き駐車にするとともに路上駐車は絶対にしないでください。

※ 上記の注意事項についてお守りいただけない方は、今後の利用ができなくなりますので、あらかじめご了承ください。
また、その他についても、職員・管理人の指示に従ってください。

お問い合わせ
羽村市公園等指定管理者
(ウイングパーク)
羽村市緑ヶ丘4-11
富士見公園クラブハウス内
電話 042-555-4342

ご利用者様へ

堰下レクリエーション広場駐車場の利用について

【1 団体につき最大2台まで駐車可能】

市営駐車場の最大駐車台数は6台（うち1台軽自動車）です。

1 団体のご利用で最大2台まで駐車ができます。

ただし、先着順での受付となるため、芝生広場やテントサイトなど広場の利用状況により駐車できない場合もあります。

詳しくは富士見公園クラブハウスまでお問合せください。

【駐車料金は無料】

【鍵の貸出】

富士見公園クラブハウスでお貸しします。

（年末年始を除く月曜日の休館日以外の9：00～21：30まで。祝日の月曜日は開館しています。）

【注意事項】

- ① 鍵の貸出は、数に限りがあるので、使用日の当日もしくは前日を基本とします。
- ② 鍵の貸出の際、車両ナンバーや緊急連絡先等を記載していただきます。
- ③ 指定された場所以外に駐車しないでください。
- ④ 鍵を紛失した場合は、弁償していただきます。
- ⑤ 第三者の車両が入らないように、出入りの際には速やかに施錠してください。
（第三者の車両が入り込んで施錠できない場合は、使用者の責任において対応いただきます。）
- ⑥ 利用後は、速やかに鍵をお返してください。
- ⑦ 駐車場で発生した事故やトラブルについては、施設の瑕疵以外、責任は負いません。当事者で対応してください。
- ⑧ 駐車場を第三者に転貸したり、目的外に使用したと認めるときは、速やかに現状回復するとともに、利用を制限いたします。
- ⑨ 駐車場施設を破損させた場合には、利用者の責任において弁償していただきます。
- ⑩ 町内会の防災倉庫前は、緊急時に車両の出入りができるよう駐車はしないでください。
- ⑪ 荷物搬入・搬出等も駐車場に停車して行ってください。近隣住民の皆さんに大変迷惑となりますので、路上駐車はしないでください。

羽村市公園等指定管理者
（ウィングパーク）
電話：042-555-4342



駐車場拡大図

